

善通寺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）の概要

1 計画の基本的事項

（1）計画の位置付けと策定の目的

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第4項の規定により、中核市未満の市町村においても策定に努めるよう求める計画であり、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策を定めるものです。

本市においては、2010年度に「善通寺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、市内の温室効果ガス削減に取り組んできましたが、2020年9月に二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行ったことから、市民・事業者・行政・関係団体等の各主体が一体となってさらなる地球温暖化対策に取り組むべく、新たな「善通寺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定するものです。

（2）計画期間、基準年度、目標年度

国の「地球温暖化対策計画」と整合を図り、本計画の計画期間を2025年度から2030年度、基準年度を2013年度、目標年度を2030年度とします。

（3）対象とする温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

（4）対象範囲

市内全体を対象範囲とし、本市の温室効果ガスの排出削減及び吸収作用の保全、強化に関わる全ての事項を対象とします。

2 温室効果ガス排出量の削減目標

国や香川県の目標と整合を図りつつ、各種対策による削減見込量を積み上げることで削減目標を設定しました。本計画では、2050年にゼロカーボンシティを実現するため、「**2030年度に2013年度比で46%削減**」を目指すものとします。

3 地球温暖化対策

（1）施策の方向性

本市においても、平均気温が上昇するなど地球温暖化の影響が確実に現れていること、地球温暖化の原因となる温室効果ガスは、私たちが日常生活や事業活動において電気等のエネルギーを使用することによって排出されていることから、市民・事業者・行政等の区別なく、あらゆる主体がそれぞれの役割に応じて取り組んでいくことが不可欠です。

アンケート調査結果によると、現状では、地球温暖化問題への関心度はある程度高いものの、具体的な行動には至っていない市民・事業者も多く見られることから、今後は地球温暖化問題について全体的な意識の底上げを図りつつ、具体的な行動変容を促進するため、情報発信等を積極的に行ってまいります。

(2) 望ましい環境像

上位計画である「第 3 次善通寺市環境基本計画」で掲げる環境像「みんなで守り未来へつなぐ 豊かな自然・歴史が息づく持続可能なまち ゼロカーボンシティぜんつうじ」の実現に向けて取り組んでいきます。

(3) 基本方針

基本方針 1 : 緩和策と適応策の両輪による地球温暖化対策推進

基本方針 2 : まちづくりの視点による地球温暖化対策の推進

基本方針 3 : 市民力による地球温暖化対策の推進

基本方針 4 : あらゆる主体の連携による地球温暖化対策の推進

(4) 基本施策

ゼロカーボンシティの実現に向け、以下の施策体系に基づいて、市民・事業者・行政・関係団体等のあらゆる主体の連携・協働により温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいきます。

＜基本施策 1＞ 省エネルギー対策の推進	■ 脱炭素型ライフスタイル・ワークスタイルへの転換促進 ■ 家庭の省エネルギー対策の推進 ■ 事業所の省エネルギー対策の推進 ■ 公共施設の省エネルギー対策の推進
＜基本施策 2＞ 再生可能エネルギーの導入拡大	■ 太陽光発電の導入拡大 ■ その他のエネルギーの利活用検討
＜基本施策 3＞ 脱炭素まちづくりの推進	■ 脱炭素に資する交通・物流の普及促進 ■ 次世代自動車の普及促進 ■ 市内の緑化の促進
＜基本施策 4＞ 循環型社会への転換	■ ごみの発生抑制・再使用の促進 ■ ごみの再生利用の促進
＜基本施策 5＞ 気候変動影響への適応	■ 適応策に関する普及啓発 ■ 適応策の推進

4 計画の推進体制・進行管理

(1) 計画の推進体制

本計画における各種施策を推進するためには、市民・事業者・行政・関係団体等がそれぞれの役割を認識し、主体的に取り組むことが重要になることから、多様な主体と連携・協力し、情報共有を図ることにより、効率的で効果的な施策を推進します。

(2) 計画の進行管理

本計画を着実に実行するため、PDCA サイクルによる進行管理を行います。施策や事業の進捗状況を定期的に把握し、より効果的な施策や事業の展開を図ります。